

【第 1 号議案】

令和 5 年度 事業報告

◎ P T A 規約の改正

- (1) 「母親代表」の名称を「家庭代表」へ変更する。
- (2) 「父」「母」の表記を「保護者」へ変更する。
- (3) P T A の事業を削減し、以下のとおりとする。

月	本 部	地区委員
職 務 規 約 よ り 抜 粋	P T A 規則第 9 条 (1) 会長は、P T A を代表し、総会、委員会及び本部会を招集し、会務を総理する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその代理をつとめる。 (3) 家庭代表は、P T A の内特に保護者を対象とした事業、研修の実施にあたって各種機関、団体との調整を行い、保護者の資質の向上、知識の取得、意識の高揚を図る。	P T A 規則第 13 条 2 地区委員は、各地区より若干名ずつ選出する。
4 月	・【協力】朝の登校指導（各地区） ・ 7 日：入学式来賓（R4 会長） ・ 18 日：本部会（本部役員・学校職員） ・ 18 日：第 1 回 P T A 委員会 ・ ～28 日：オンライン審議	・ 朝の登校指導（各地区） ・ 18 日：第 1 回 P T A 委員会 ・ ～28 日：オンライン審議
5 月	・【協力】通学路点検（危険箇所調査） ・ 31 日：運動会来賓（R5 会長）	・ 通学路点検（危険箇所調査）
6 月	・ 9 日：【協力】交通安全リーダーと語る会 ・【協力】子ども 110 番の家の依頼	※地区役員は「交通安全リーダーと語る会」には出席しません ・ 子ども 110 番の家の依頼
7 月		
8 月	・【協力】朝の登校指導（各地区）	・ 朝の登校指導（各地区）
9 月		
10 月	・ 本部会 20 日（本部役員・学校職員）	
11 月	・ 22 日：第 2 回 P T A 委員会 ・【協力】来年度地区委員選出（各地区）	・ 22 日：第 2 回 P T A 委員会 ・ 来年度地区委員選出（各地区）
12 月	・ 8 日：P T A 役員選考委員会（R5 本部・R6 地区委員） ・【協力】通学区名簿作成（各地区）	・ 8 日：P T A 役員選考委員会（R5 本部・R6 地区委員） ・ 通学区名簿作成（各地区）
1 月	・【協力】朝の登校指導（各地区） ・ 23 日：学年委員選考委員会（R5 本部）	・ 朝の登校指導（各地区）
2 月	・ 6 日：現新本部会（R5 本部・R6 本部）	
3 月	・ 19 日：卒業式来賓（R5 会長） ・ 21 日：P T A 会計監査（R5 会長、R5 監事、R4 会計）	